

千葉市公告第106号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為及び開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年2月15日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
緑区高田町400番6、同番16、401番12、同番64、同番65、同番243の一部、
同番244、同番246、同番259乃至同番261、同番265乃至同番268、
403番9の一部、同番10
- 2 開発行為に関する工事の区域
緑区誉田町二丁目22番7の一部（歩行者専用道路）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉市緑区土気町1250番地6
美樹観光株式会社 代表取締役 浅川 剛司